

【お知らせ】鹿児島県最低賃金が時間額「953円」に改正されました！

鹿児島県最低賃金が、令和6年10月5日から時間額「953円」に改正されました。

この最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

また、特定の産業の労働者と使用者に適用される特定（産業別）最低賃金は、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

問い合わせ先	鹿児島労働局賃金室	TEL099-223-8278
	鹿児島労働基準監督署	TEL099-214-9175

## リンク先

[鹿児島県の最低賃金について | 鹿児島労働局 \(mhlw.go.jp\)](https://mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kane/saitin01.html)

[https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/kane/saitin01.html](https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kane/saitin01.html)

